

6 資 審 第 20 号

令和6年9月25日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和3年11月9日付け3消安第4198号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは適当と認める。

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP915635）

6 資 審 第 21 号

令和 6 年 9 月 25 日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和 4 年 2 月 8 日付け 3 消安第 5843 号をもって諮問のあった標記の件について、下記
のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料添加物について、安全性に問題がないとすること
は適当と認める。

CRC2836-13885 LVS_ETD MB#2 株を利用して生産されたフィターゼ

6 資 審 第 22 号

令和6年9月25日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和6年2月27日付け5消安第6912号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは適当と認める。

除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統

6 資 審 第 23 号

令和6年9月25日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和6年2月27日付け5消安第6912号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは適当と認める。

半矮性トウモロコシ MON94804 系統

6 資 審 第 24 号

令和6年9月25日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和6年8月5日付け6消安第2817号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは適当と認める。

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統

6 資 審 第 25 号

令和 6 年 9 月 25 日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和 6 年 8 月 5 日付け 6 消安第 2819 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは適当と認める。

除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS20-1 系統

6 資 審 第 26 号

令和 6 年 9 月 25 日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

組換えDNA技術応用飼料等の安全性確認の手續の改正に関する諮問について

(答申)

令和 6 年 2 月 27 日付け 5 消安第 6915 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料及び当該生物を利用して製造された飼料又は飼料添加物について、最新の知見等を踏まえ、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日農林水産省告示第 1780 号）の改正等を行うことは適当と認める。

6 資 審 第 27 号

令和 6 年 9 月 25 日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

組換えDNA技術応用飼料等の安全性確認の手續の改正（遺伝子組換え微生物関係）に関する諮問について（答申）

令和 6 年 2 月 27 日付け 5 消安第 6916 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された飼料について、当該生物を含む場合にあっては当該飼料の安全性に係る審査ができるよう、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日付け農林水産省告示第 1780 号）の改正等を行うことは適当と認める。